

京都市告示第 94 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 4 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大北山水0018号	北区大北山原谷乾町27番地の17地先 同上	
2	大北山水0019号	北区大北山原谷乾町27番地の26地先 同町30番地の76地先	
3	大北山水0020号	北区大北山原谷乾町30番地の15地先 同上	
4	大北山水0021号	北区大北山原谷乾町241番地地先 同上	
5	大北山水0022号	北区大北山原谷乾町111番地の14地先 同町112番地の58地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	西賀茂水0088号	北区西賀茂蟹ヶ坂町 1 番地の 1 地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)